

第10回 多摩市新型コロナウイルス感染症対策本部 関係課長会【結果】

令和2年3月12日(木)
13時30分から
防災対策室

検討事項1 臨時閉館している公共施設の取扱い

1 方針

- ・ 対策本部会議が決定した方針に基づき、各所管課において施設の開・閉館を検討し、明日（13日（金））の対策本部会議で対応を決定する。
- ・ 各課において、試験的な開館を行って市民ニーズの把握を行うなど、28日以降市民が活動できる機会を検討する。

2 公共施設の開・閉館の判断

(1) 判断基準

ア 屋外施設：開館

イ 屋内施設：① 一部開館（開館部分：オープンスペース、ギャラリー等）

※ ギャラリーは、オープンスペースとして使用する。

② 貸館部分は、閉館

(2) 基準の適用期間

3月16日（月）～3月27日（金）（約2週間）

※ 開館に向け、「何をどのように何が必要なのか」を具体的に考える検討期間と捉えること

※ 19日（木）の専門家会議の意見及び国の判断を基に23日（月）、24日（火）に再判断

3 各課における対応

(1) 施設の開・閉館の一覧表の作成

ア 施設の開・閉館に関する調査

健康推進課様式集の新型コロナウイルス感染症関係フォルダ内にある当該調査に開・閉館の判断結果を入力する。

イ 入力期限

令和2年3月13日（金） 午前9時30分

(2) 開館に向けての検討

試験的な開館を行って市民ニーズの把握を行うなど、開館に向けて準備する。

検討事項2 市主催事業等の取扱いについて（案）

1 方針

- ・ 対策本部会議が決定した方針に基づき、所管課で市主催事業（イベント等）の実施・中止を再検討し、明日（13日（金））の対策本部会議で対応を決定する。

2 開催・延期・中止の判断

（1）判断における配慮事項

以下の項目のいずれかに該当する場合は、延期・中止を検討すること
ただし、この期間に実施する必要があり、実施日の変更が困難なものについては、感染リスクへの必要な対策を実施した上で開催する。（例）卒業式、卒園式など

開催場所	項目
屋内	飲食を伴う事業
	参加者同士の離隔距離が2メートル以上取れないもの
	クラスターを発生させる恐れがある事業
	十分な換気が取れない施設で実施する事業
屋外	飲食を伴う事業
	人が至近距離で会話及び接触する事業

※ 要配慮者（高齢者・障がい者・基礎疾患がある方など）が参加する場合は、開催の可否について十分検討すること

※ 上記配慮事項を考慮して検討するものの、「3つ条件の重なり」に該当しない状況を確認した上で、事業を実施することを妨げるものではない。

（2）適用範囲

市主催・委託事業（会議・審議会は対象外）

（3）適用期間

- ① 3月16日（日）から3月27日（金）の事業
 - ・ 上記の配慮事項を考慮して検討し、必ず開催の可否の判断を決定する。
- ② 3月28日（土）から4月30日（木）の事業
 - ・ 3月27日までに開催・中止の判断が可能な事業は、対応を決定する。
 - ・ 3月27日までに開催・中止の判断が不可能な事業は、継続して検討する。

3 各課における対応

○ 市主催事業（イベント等）の開催・延期・中止の一覧表の作成

ア 市主催事業（イベント等）の開催・延期・中止の調査

健康推進課様式集の新型コロナウイルス感染症関係フォルダ内にある当該調査に開催・延期・中止の判断結果を入力する。

イ 入力期限

令和2年3月13日（金） 午前9時30分

検討事項3 情報発信について

【継続審議】 広報担当及び文書法制課法務担当と調整した上で、防災安全課で案を作成する。